

第一百九十回

参議院国土交通委員会会議録第四号

平成二十八年三月二十四日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動
三月二十三日

辞任

小泉 昭男君

未松 信介君

田中 茂君

高野光一郎君

野田 国義君

土井 啓一君

江島 淳君

津島 亨君

山本 順三君

室井 邦彦君

中野 正志君

吉田 忠智君

行田 邦子君

脇 雅史君

豊田 俊郎君

渡辺 猛之君

広田 一君

増子 輝彦君

河野 義博君

阿達 青木 一彦君

江島 潔君

大野 泰正君

金子 原二郎君

北川イッセイ君

田中 茂君

高野光一郎君

山本 順三君

田城 郁君

野田 国義君

前田 武志君

谷合 孝太郎君

辰巳孝太郎君

正明君

昭和三十六年の踏切道改良法の制定以降、その数が半減し、遮断機のない踏切も大幅に減少してまいりましたが、踏切事故が依然として約一日に一件、約四日に一人死亡するペースで発生するなど、その安全確保が急務であります。また、交通の安全確保等の観点から道路管理の一層の充実を図る必要があります。

このよき趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、改良すべき踏切道を指定することができる期間について、平成二十八年度以降更に五か年間延長することとしております。

第二に、踏切道についてソフト、ハード両面からの様々な対策を促進するため、踏切道の改良に関する計画において、立体交差化、保安設備の整備等、従来の改良の方法に加え、カラー舗装等の当面の対策や駅周辺の駐輪場整備等の踏切周辺対策等を盛り込むことができるとしておりま

す。

第三に、鉄道事業者と道路管理者が地域の関係者と連携し、踏切道に関する地域の実情に応じた対策を検討するための協議会制度を創設することとしております。

第四に、道路管理者に協力して、道路の維持等を適正かつ確実に行うことができる法人等を道路協力団体として指定することができる制度を創設することとしております。

第五に、交通の安全確保等の観点から、交通に危険を及ぼす不法占用物件等を道路管理者が迅速に除去することができることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

○委員長(金子洋一君) 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○政府から趣旨説明を聴取いたします。石井国土交通大臣。

した踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案

の提案理由につきまして御説明申し上げます。

踏切道については、昭和三十六年の踏切道改良

促進法の制定以来、その数が半減し、遮断機のな

い踏切も大幅に減少してまいりましたが、踏切事

故が依然として約一日に一件、約四日に一人死亡

するペースで発生するなど、その安全確保が急務

であります。また、交通の安全確保等の観点から

道路管理の一層の充実を図る必要があります。

このよき趣旨から、この度この法律案を提案

することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申

し上げます。

第一に、改良すべき踏切道を指定することがで

きる期間について、平成二十八年度以降更に五か

年間延長することとしております。

次に、この法律案の概要につきまして

備又は保安設備の整備を「踏切道改良基準に適合する改良の方法」に改め、「その改良の方法を示して」を削り、同条第三項中「立体交差化構造の改良又は歩行者等立体横断施設の整備（以下「立体交差化等」という。）に係るものにあつては」及び「保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び関係市町村長の」を削り、同条第四項中「立体交差化等に係るものにあつては」を「国土交通省令で定めるところにより」に改め、「保安設備の整備に係るものにあつては当該指定に係る鉄道事業者及び同項の規定による都道府県知事の申出があつた場合においては当該都道府県知事に対し」を削る。

団体(道路法第四十八条の二十第一項の規定により指定された道路協力団体をいう。以下同じ。)による歩行者と車両などを分離して通行させるための踏切道の着色、踏切事故の発生の防止について通行者の注意を喚起するための看板の設置その他の鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に道路協力団体の協力が必要な事項を記載することができ

13 次の一項を加える。
前各項の規定は、地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

第四条第十四項中「第十項(第十一項)」を「第十一項(前項)」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条

する。
第五条第一項中「(立体交差化等に係るものに
限る。)」を削り、「同項の規定により定められ
た」を「踏切道改良基準に適合する」に改め、同
条第二項中「前条第一項(同条第十一項)」を「第四
条第一項(同条第十三項)」に、「立体交差化計画
等」を「地方踏切道改良計画」に、「同条第六項
」を「第五条第一項」に、「立体交差化計画等
」を「国踏切道改良計画」に、「(当該立体交
差化計画等)」を「(当該国踏切道改良計画)」に
「当該立体交差化計画等」を「当該地方踏切
道改良計画又は当該国踏切道改良計画」に改
め、同条第三項を削り、同条を第七条とし、第
四条の次に次の二条を加える。

改め、同条第一項中「であつて立体交差化等に係るもの」を削り、「ついての指定」を「係るもの」に、「当該踏切道について立体交差化計画構造改良計画又は歩行者等立体横断施設整備計画

画(以下「立体交差化計画等」という。)を「当該指定に係る踏切道の改良に関する計画(以下「地方踏切道改良計画」という。)」に改め、同条第十項中「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画」に改め、同項を同条第

十一項とし、同条第六項から第九項までを削り、同条第五項中「第三項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第四項中「及び道路管理者の下に」〔第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該鉄道事業者及び道路管理者並びに当該地方踏切道改良協議会〕を加え、同項を同条第九項とし、同条第三項を同条第八項とし、同条第二項中「鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により立体交差化計画等を作成するとき」を「第二項第三号の期間」に、「同項の期間を経過した後に当該踏切道を改良することをその内容」を「当該期間を超える期間」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

6 団体（道路法第四十八条の二十第一項の規定により指定された道路協力団体をいう。以下同じ。）による歩行者と車両とを分離して通行させるための踏切道の着色、踏切事故の発生の防止について通行者の注意を喚起するための看板の設置その他の鉄道事業者及び道路管理者が実施する踏切道の改良に道路協力団体の協力が必要な事項を記載することができる。

7 鉄道事業者及び道路管理者は、前項の規定により地方踏切道改良計画に道路協力団体の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

8 鉄道事業者及び道路管理者は、第一項の規定により地方踏切道改良計画を作成しようとするとする場合において、第六条第一項の地方踏切道改良協議会が組織されているときは、当該地方踏切道改良協議会の意見を聽かなければならぬ。

9 第四条第一項の次に次の二項を加える。

10 地方踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

11 一 踏切道の名称

12 二 踏切道の改良の方法

13 三 踏切道の改良に要する期間

14 四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容

15 五 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

16 六 前項第二号の改良の方法は、踏切道改良基準に適合するものでなければならない。

17 第四条第十二項を削り、同条第十三項中「（第十一項において準用する場合を含む。）」を削り、「立体交差化計画等又は前項の規定により提出された保安設備整備計画（以下単に「保安設備整備計画」という。）」を「地方踏切道改良計画」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に

13 次の一項を加える。
前各項の規定は、地方踏切道改良計画の変更について準用する。この場合において、第一項中「提出することができる」とあるのは、「提出しなければならない」と読み替えるものとする。

第四条第十四項中「第十項(第十一項)」を「第一項(前項)」に改める。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条第一項中「同条第十一項」を「同条第十三項」に、「立体交差化計画又は同条第六項」を「地方踏切道改良計画又は第五条第一項」に、「立体交差化計画(当該立体交差化計画)」を「国踏切道改良計画(当該国踏切道改良計画)」に改め、「係る」の下に「立体交差化による」を加え、同条を第十一条とする。

第八条第一項中「政令で定める鉄道事業者」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良を実施する鉄道事業者(政令で定める者に限る。)」に、「保安設備整備計画の」を「その」に改め、同条第二項中「前項の政令で定める」を「前項に規定する」に、「保安設備整備計画の実施に要する」を「同項の」に改め、同条を第十条とする。

第七条第一項中「による指定であつて立体交差化等に係るものがあつた場合における当該踏切道の立体交差化等による」を「により指定された踏切道(次項及び次条第一項において「指定踏切道」という。)」に改め、「費用」の下に「次項の費用を除く。」を加え、同条第二項中「保安設備整備計画」を「保安設備の整備による指定踏切道の改良」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「前二項」を「前二項」とし、同条を第八条とし、同項を同条第三項とし、同条を第八条とする。

第五条第一項中「(立体交差化等に係るものに限る。)」を削り、「同項の規定により定められた」を「踏切道改良基準に適合する」に改め、同条第二項中「前条第一項(同条第十一項)」を「第四条第一項(同条第十三項)」に、「立体交差化計画等」を「地方踏切道改良計画を」に、「同条第六項」を「第五条第一項」に、「立体交差化計画等が」を「国踏切道改良計画が」に、「(当該立体交差化計画等)を」「(当該国踏切道改良計画)に」「当該立体交差化計画等」を「、当該地方踏切道改良計画又は当該国踏切道改良計画に改め、同条第三項を削り、同条を第七条とし、第四条の次に次の二条を加える。

(国踏切道改良計画)

第五条 國土交通大臣は、第三条第一項の規定による指定(鉄道と國土交通大臣が道路管管理者である道路とが交差している場合における踏切道に係るものに限る。)をしたときは、当該指定に係る踏切道の改良に関する計画(以下「国踏切道改良計画」という。)を作成するものとする。

国踏切道改良計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 踏切道の名称

二 踏切道の改良の方法

三 踏切道の改良に要する期間

四 踏切道の改良と一体となつてその効果を十分に發揮させるための事業があるときは、その内容

五 前各号に掲げるもののほか、國土交通省令で定める事項

3 前条第三項から第六項までの規定は、国踏切道改良計画について準用する。この場合において、同条第三項中「前項第一号」とあるのは「次条第二項第二号」と、同条第四項中「第二項第三号」とあるのは「次条第二項第三号」と、同条第五項中「第二項第四号」とあるのは「次条第二項第四号」と、「道路管理者」とある

のは「国土交通大臣である道路管理者」と、同

条第六項中「鉄道事業者及び道路管理者」とあ

るは「国土交通大臣」と読み替えるものとする。

4 國土交通大臣は、第一項の規定により国踏

切道改良計画を作成しようとする場合においては、あらかじめ、当該踏切道に係る鉄道事

業者の意見を聴かなければならない。ただし、国土交通大臣が同項の規定により国踏切

道改良計画を作成する前に、当該鉄道事業者と国土交通大臣との間に国踏切道改良計画の作成について協議が成立したときは、この限

りでない。

5 國土交通大臣は、第一項の規定により国踏切道改良計画を作成するときは、鉄道の整備及び安全の確保並びに鉄道の事業の発達、改善及び調整に特に配慮しなければならない。

6 第二項から前項までの規定は、國踏切道改

良計画の変更について準用する。

(地方踏切道改良協議会)

第六条 地方踏切道改良計画を作成しようとする鉄道事業者及び道路管理者は、地方踏切道改良計画の作成及び実施に関し必要な協議を行ふため、地方踏切道改良協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 鉄道事業者及び道路管理者
二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事
三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長
又は北海道開発局長
四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるとときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えること

ができる。

一 関係市町村長

二 道路協力団体

三 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者

は、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(道路法の一部改正)

第二条 道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 利便施設協定(第四十八条の十七—第四十八条の十九)」を「第七節 利便施設協定(第四十八条の十七—第四十八条の十一)」に、「第八節 道路協力団体(第四十八条の二十一—第四十八条の二十九)」を「第八節 道路協力団体(第四十八条の二十一—第四十八条の二十九)」に改める。

(九)

十五)]に改める。

第四十四条の二の見出しを「(違法放置等物件に対する措置)」に改め、同条第一項中「積載物」の下に「、道路に設置された看板」を加え、「放置された物件」を「放置され、又は設置された物件」に、「違法放置物件」を「違法放置等物件」に、「又は交通に危険を及ぼしている」を「若しくは交通に危険を及ぼし、又はそれらのおそれがある」に、「当該違法放置物件の占有者、所有者その他の当該違法放置物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置物件の占有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないため、これらの者に対し、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができない」を次の各号のいずれかに該当するに、「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同項に次の各号を加える。

2 道路管理者は、道路管理者以外の者が道路の区域を立体的区域とした道路を構成する敷地(国有財産法(昭和二十三年法律第七十号)第三条第二項又は地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産であるものに限る。)の上の空間又は地下(当該道路の区域内の空間又は地下を除く。)に交通確保施設(歩行者の一般交通の用に供する通路)その他

3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(道路協力団体の業務)

第四十八条の二十一 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定め

件の占有者等」という。)に対し第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命じた場合において、当該措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき。

二 当該違法放置等物件の占有者等が現場にいなために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

三 他の当該違法放置等物件について権原を有する者(以下この条において「違法放置等物件」という。)の占有者等が、その占有者等が現場にいなために、第七十一条第一項の規定により必要な措置をとることを命ずることができないとき。

敷地に当該交通確保施設の所有を目的とする民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九条の二第一項の地上権を設定することができる。

三 国有財産法第二十四条及び第二十五条並びに地方自治法第二百三十八条の五第四項から第六項までの規定は、前項の規定による地上権の設定について準用する。

第三章に次の二節を加える。
第八節 道路協力団体

(道路協力団体の指定)

第四十八条の二十 道路管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる

と認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、道路協力団体として指定することができます。

2 道路管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該道路協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 道路協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を道路管理者に届け出なければならない。

4 道路管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(道路協力団体の業務)

第四十八条の二十一 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であつて国土交通省令で定め

づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一踏切道改良促進法(昭和三十六年法律第一百九十五号)の項中「第四条第十項(同条第十一項)を「第四条第十一項(同条第十三項)に改める。」

(鉄道事業法の一部改正)

第六条 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条の三中「第六条第一項から第三項まで」を「第八条第一項及び第二項」に改め、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部改正」

第七条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「第八条第三項」を「第十条第三項」に改める。

平成二十八年四月五日印刷

平成二十八年四月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A